

平成26年労第1号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日A所在のB会社に採用され、同日付けでC所在の同社D（以下「事業場」という。）に配属されて、設備の修繕や改良関係、定期点検や定期検査関係の業務に従事していたが、平成○年○月○日、社員寮の自室内において縊死しているのが発見された。

死体検案書には、直接死因として「縊死」、死因の種類として「自殺」、死亡日時は「平成○年○月○日推定」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無と発病の時期については、当審査会も、被災者の症状の推移、医証等に鑑み、決定書理由に説示するとおり、平成〇年〇月〇日頃にICD-10の「F32 うつ病エピソード」を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について（平成23年12月26日付け基発1226第1号）」（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人らは、被災者は仕事上の悩みにより自殺をした旨主張しているので、検討すると、以下のとおりである。

ア 被災者が業務によって受けたと考えられる心理的負荷に関して、請求人らは、認定基準の別表1の「業務による心理的負荷評価表」（以下「心理的負荷評価表」という。）に定める「特別な出来事」に該当する出来事を主張してはおらず、また、当審査会として被災者の業務実態を精査するも、同出来事に相当する出来事は認められないものと判断する。

イ そこで、「特別な出来事以外」の出来事について検討すると、被災者は、海外研修として出向することが決まっていたことが認められ、これは、心理的負荷評価表の具体的出来事「仕事の内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当すると判断できる。当審査会においては、被災者の立場を思料し、検討するも、決定書理由に説示するとおり、当該出来事

の心理的負荷の強度は「中」を超えるものとは認められないものと判断する。

ウ 次に、ポンプの不具合にまつわる被災者の立場と状況についても検討したが、これを、心理的負荷評価表の具体的出来事「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」を類推して適用したとしても、関係者の申述等からみて軽微な故障であったと判断できるものであり、また被災者個人の責任が問われるがごとき事象ではなかったものと判断できることから、その心理的負荷の強度を「弱」であるとした審査官の判断は妥当である。

エ 請求人らは、公開審理において、被災者とE課長との意思疎通が悪かった旨主張しているが、被災者の先輩・同僚の申述、上司の申述及びE課長の申述並びに被災者の遺書の記載内容からは、被災者とE課長との意思の疎通が悪かったことをうかがわせるような事実を見出すことができない。また、E課長は、平成○年○月○日付け聴取書において、要旨、「被災者は、仕事に対してのモチベーションが高く、積極的かつ自主的に業務を処理していると高く評価しており、平成○年度の上半期及び下半期の業績評価とも、最も高い『A』と評価した。」、「F国にあるG社への約○か月間の実務研修等の出向について、被災者の希望もあり、候補者としていと本店に回答した。」、「被災者は、責任感が強く、真面目にきちんとやるタイプであり、明るい性格で、自分の意見をきちん言うタイプであった。」などと述べており、被災者を高く評価していたことが認められる。これらの事実を照らすと、ポンプの不具合に関して、E課長による説明が被災者にとって納得できなかった面はあるとしても、両者の間において意思疎通が悪かったとは認められず、請求人らの主張には理由がない。

(4) 業務以外の要因及び請求人らのその他の主張については、決定書理由に説示するとおりであり、当審査会としても、審査官の結論は妥当であると判断するものであり、また、請求人らのその余の主張について子細に検討したが、上記判断を左右するものは見出すことができなかった。

(5) 以上のことから、業務における心理的負荷の強度は「強」には至らず、被災者の精神障害の発病及び死亡は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。